

# 千葉市生活自立・仕事相談センター中央 相談支援員兼就労支援員募集要項

雇用形態	非常勤嘱託職員
募集職種	生活困窮者への相談支援員兼就労支援員
業務内容	千葉市の委託事業、生活困窮者自立促進支援事業を担当していただきます。生活に不安を抱える方（仕事、住まい、家計・債務など）を対象に、他機関と連携・協働しながら自立に向けた相談支援、就労支援、住まい探しの支援など、ご本人への伴走支援を行います。
募集人数	1名
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン操作（ワード・エクセル）が可能な方</li> <li>・普通自動車免許資格をお持ちの方</li> <li>・相談支援業務*に3年以上従事していること</li> <li>・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員 いずれかの資格があれば尚可</li> </ul> <p>*相談支援業務とは、行政、社会福祉法人またはNPO法人等で、福祉（高齢者・障害者・こども分野）、医療の課題に関する相談に応じ、関係者・関係機関と連絡・調整の上、必要な支援・サービスを提供する業務</p>
勤務日	原則月～金の週5日（土・日・祝日及び年末年始を除く）
勤務時間	8：30～17：30（実働8時間）
勤務地	千葉市中央区中央4-5-1 きぼーる15階 千葉市生活自立・仕事相談センター中央
雇用要件	雇用期間 隨時～令和8年3月31日 ※勤務成績や事業により更新の可能性あり
	給与 月額報酬 280,000円 別途交通費実費支給（月額上限55,000円）
	福利厚生 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金
	休暇 年次有給休暇（6か月経過後付与）、忌引休暇等、本会要綱の規定による。
選考方法	面接 ※日時は随時決定。
応募方法	事前に連絡の上、市販の履歴書（写真貼付）、職務経歴書（様式任意）及び資格証明書（写）を本会へ提出（郵送可）。
書類の提出 及び 問い合わせ先	<p>〒260-0844          千葉市中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ3階          社会福祉法人千葉市社会福祉協議会 社会福祉課 相談支援班          担当：池田 電話：043-209-8780</p>